

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する意見書

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、本年4月から予防接種法に基づく定期予防接種となつたが、ワクチンとの因果関係が懸念される持続的な疼痛が接種後に特異的に見られたことにより、6月14日の国の勧告以降、本市においても接種の積極的勧奨は行われていない。また、国において因果関係等の調査が行われているところである。

本市でも、ワクチンの接種を受けた生徒の保護者等から、持続的な痛み、不随意運動、脱力等といった重篤な症状に関する相談が複数寄せられており、その対策が急務となっている。

よって、国におかれでは、国民の健康と安全を守り、安心して予防接種を受けられる環境をつくるため、次の対策を講ずるよう要望する。

- 1 持続的な疼痛などの症状とワクチンの接種との因果関係が懸念されており、重篤な副反応を未然に防ぐ観点から、国の調査により同副反応の発生頻度等を明らかにし、因果関係が明確になるまでの間、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について定期接種の積極的勧奨を行わないこと。
- 2 副反応に対する治療法の確立と治療体制の充実を早急に進めるとともに、必要な予算措置を講ずること。
- 3 公立私立にかかわらず、ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒の学校生活や進学について特段に配慮し、支援策を講ずること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣總理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

宛て

横浜市會議長

佐藤祐文